

## ○刑事警察官選考要綱

昭和 56 年 10 月 20 日

埼例規第 39 号・刑総

警 察 本 部 長

刑事警察官選考要綱の制定について（例規通達）

刑事警察官選考要綱の制定について（例規通達）

優れた刑事警察官の育成を図るため、別添のとおり「刑事警察官選考要綱」（以下「要綱」という。）を定めたから、実効のあがるよう努められたい。

なお、「捜査専従員選考要綱の制定について（昭和 39 年埼例規第 25 号・刑指）」は廃止する。

別添

## 刑事警察官選考要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、刑事警察に専従する巡査及び巡査部長の階級にある警察官（以下「刑事警察官」という。）の選考、教養、配置等に関して必要な事項を定めるものとする。

(選考委員会の設置)

第2 刑事警察官の適正な選考を図るため、警察本部に刑事警察官選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

2 選考委員会は、委員長及び委員をもつて構成する。

3 委員長は刑事部長、委員は刑事部組織犯罪対策局長、同部参事官、警務部教養課長、刑事部刑事総務課長（以下「刑事総務課長」という。）、同部捜査支援課長、同部捜査第一課長、同部捜査第二課長、同部捜査第三課長、同部鑑識課長、同部科学捜査研究所長、同部組織犯罪対策局組織犯罪対策総務課長、同局組織犯罪対策第一課長、同局組織犯罪対策第二課長及び同局組織犯罪対策第三課長をもつて充てる。

4 選考委員会の庶務は、刑事総務課において処理する。

(適格者の推薦)

第3 所属長は、所属の巡査及び巡査部長の階級にある警察官のうち、刑事警察官選考基準（別表）により刑事警察官として適性を有すると認められる者を選考し、選考委員会に推薦することができるものとする。

(刑事警察官適格者の選考)

第4 選考委員会は、所属長から推薦された者について、刑事警察官適格者を選考し、その結果を推薦した所属長（以下「関係所属長」という。）に通知するものとする。

(教養の実施)

第5 刑事警察官適格者として選考された者に対する教養は、埼玉県警察学校規程（昭和31年埼玉県警察本部訓令第6号）第4条第5号の規定により実施する刑事任用科とする。ただし、選考委員会が特に認めた者については、その一部を省略することができる。

(刑事警察官候補者の指定)

第6 選考委員会は、刑事警察官適格者に対する面接を行い、前記第5の教養期間中における成績及び平素の勤務実績等を総合的に検討して、刑事警察官候補者を指定し、本部長に報

告するものとする。

- 2 選考委員会は、刑事警察官候補者の指定をしたときは、関係所属長及び警務部警務課長に通知するものとする。

(配置)

- 第7 警察署長は、刑事警察官として配置しようとするときは、刑事警察官候補者の指定を受けた者の中から行うものとする。ただし、刑事警察官としての経験がある者を配置するときは、この限りでない。

(刑事警察官候補者の指定の解除)

- 第8 所属長は、所属の刑事警察官候補者が、当該指定を受けてから3年を経過したとき、又は刑事警察官選考基準に該当しないと認められる事由が生じたときは、その旨を選考委員会に報告するものとする。

- 2 選考委員会は、前項の報告に基づき刑事警察官としての適性がないと認めるときは、当該候補者の指定を解除し、本部長に報告するとともに、当該所属長及び警務部警務課長に通知するものとする。

(刑事警察官候補者の異動時の措置)

- 第9 所属長は、所属の刑事警察官候補者が他の所属へ配置換えとなったときは、当該異動者が刑事警察官候補者である旨を異動先の所属長に通知するものとする。

実施日

この要綱は、昭和56年10月20日から実施し、昭和56年10月1日から適用する。

実施日（昭和57年8月30日埼例規第22号・務）

この例規通達は、昭和57年9月1日から実施する。

実施日（平成4年3月17日埼例規第11号・務）

この例規通達は、平成4年3月17日から実施する。

実施日（平成4年3月30日埼例規第16号・務）

この例規通達は、平成4年4月1日から実施する。

実施日（平成5年5月27日埼例規第38号・刑総）

この例規通達は、平成5年6月1日から実施する。

実施日（平成7年3月27日埼例規第13号・務）

この例規通達は、平成7年4月1日から実施する。

実施日（平成8年9月12日埼例規第47号・務）

この例規通達は、平成8年9月12日から実施する。

実施日（平成10年12月21日埼例規第72号・務）

この例規通達は、平成11年1月1日から実施する。

実施日（平成11年9月7日埼例規第59号・務）

この例規通達は、平成11年9月10日から実施する。

実施日（平成12年3月31日埼例規第34号・務）

この例規通達は、平成12年4月1日から実施する。

実施日（平成12年5月31日埼例規第48号・総）

この例規通達は、平成12年6月1日から実施する。

実施日（平成14年5月2日埼例規第42号・刑総）

この例規通達は、平成14年5月2日から実施する。

実施日（平成16年3月31日務第811号）

この通達は、平成16年4月1日から実施する。

実施日（平成17年3月29日務第657号）

この通達は、平成17年4月1日から実施する。

実施日（平成17年9月27日務第2310号）

この通達は、平成17年10月1日から実施する。

実施日（平成19年9月25日務第2537号）

この通達は、平成19年10月1日から実施する。

実施日（令和6年3月28日務第683号）

この通達は、令和6年4月1日から実施する。

実施日（令和7年4月1日務第734号）

この通達は、令和7年4月1日から実施する。

刑 事 警 察 官 選 考 基 準

項 目	基 準 内 容
年 齢	巡査は、原則として30歳以下、巡査部長は、原則として35歳以下であること。
実務経験年数	原則として1年以上の実務経験年数を有すること。
体 力	身体健康であること。
素 行	悪癖がなく、言語態度に節度のあること。
勤務実績等	学校成績、勤務実績が優良であること。
刑事志望等	捜査に関心を持っていること。
家 庭 環 境	家庭円満で、職務に対する家族の理解と協力があること。
そ の 他	原則として自動車運転免許、鑑識技能検定合格等の資格を有すること。